

国総安政第47号
平成30年9月18日

各局担当課長 殿

総合政策局安心生活政策課長

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の解釈について

今般、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成30年国土交通省令第13号）が公布され、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号、以下「交通バリアフリー基準」という。）においては、鉄道車両以外に関する改正が平成30年10月1日より、鉄道車両に関する改正が平成32年4月1日より施行されるところです。

つきましては、今回の改正後の規定の解釈は下記のとおりのため、関係各局におかれましては運用上遺漏ないよう取扱いをお願いするとともに、関係者あてに周知していただきますよう、お願い致します。

第三節 バス車両

(運行情報提供設備等)

第41条 バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2、3 (略)

【解釈】

「次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報」とは、当該車両の行き先、種別が変更された場合、その変更に関する情報を含む。

なお、変更に関する情報を「文字等により表示するための設備」については、第42条における「聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備」によって代えることができる。

【参考】

(意思疎通を図るための設備)

第42条 バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。

【参考】

附 則〔平成三〇年三月三十日国土交通省令第十三号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第九条第一項の申請又は同条第二項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出をした旅客施設の建設又は改良については、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第四条第八項及び第十項から第十二項まで、第十三条から第十五条まで、第十八条の二並びに第二十条第一項第六号及び第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。

○国土交通省令第十三号
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第八條第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年三月三十日 国土交通大臣 石井 啓一

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に付した部分と対応するその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 旅客施設 第一節 総則(第三条) 第二節 共通事項 第一款 移動等円滑化された経路(第四條) 第二款 通路等(第五条―第九条) 第三款 案内設備(第十条―第十二條) 第四款 便所(第十三条―第十五條) 第五款 その他の旅客用設備(第十六條―第十八條) 第三節 鉄道駅(第十八條の二―第二十一条) 第四節 軌道停留場(第二十二條) 第五節 バスターミナル(第二十三條) 第六節 旅客船ターミナル(第二十四条―第二十六条) 第七節 航空旅客ターミナル施設(第二十七條―第二十九条) 第三章 車両等 第一節 鉄道車両(第三十条―第三十二条) 第二節 軌道車両(第三十四条・第三十五条)	目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 旅客施設 第一節 総則(第三条) 第二節 共通事項 第一款 移動等円滑化された経路(第四條) 第二款 通路等(第五条―第九条) 第三款 案内設備(第十条―第十二條) 第四款 便所(第十三条―第十五條) 第五款 その他の旅客用設備(第十六條―第十八條) 第三節 鉄道駅(第十九條―第二十一条) 第四節 軌道停留場(第二十二條) 第五節 バスターミナル(第二十三條) 第六節 旅客船ターミナル(第二十四条―第二十六条) 第七節 航空旅客ターミナル施設(第二十七條―第二十九条) 第三章 車両等 第一節 鉄道車両(第三十条―第三十二条) 第二節 軌道車両(第三十四条・第三十五条)

第三節 バス車両(第三十六条―第四十条)
三 条
第四節 福祉タクシー車両(第四十四条―第四十五条)
第五節 船舶(第四十六条―第六十一条)
第六節 航空機(第六十二条―第六十七条)

附則
(定義)
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 (略)
二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本工業規格T9251-1に適合するもの)をいう。
三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本工業規格T9251-1に適合するもの)をいう。
四 内方線付き点状ブロック 点状ブロックとフラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせて配列したブロックであつて、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(日本工業規格T9251-1に適合するもの)をいう。
五 車椅子スペース 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という)の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。
六 十三 (略)

第三節 バス車両(第三十六条―第四十条)
三 条
第四節 福祉タクシー車両(第四十四条―第四十五条)
第五節 船舶(第四十六条―第六十一条)
第六節 航空機(第六十二条―第六十七条)

附則
(定義)
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 (略)
二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
(新設)

四 車いすスペース 車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という)の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。
五 十二 (略)